

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は92,339人、世帯数は45,117世帯（令和5年1月1日現在）となっている。

昭和35年の工場誘致条例の施行や東武伊勢崎線と営団地下鉄（現東京メトロ）日比谷線との相互乗り入れによる都心との直結等を契機として人口が緩やかに増加した。

その後、昭和40年代後半に入って急速に増加し、以降は安定していたが、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降は再び増加に転じている。

年齢別の人口構成（令和2年国勢調査）では、15歳未満の人口は12.4%、15歳から64歳までの人口は64.3%、65歳以上の人口は23.3%となっており、65歳以上の人口比率は、平成2年調査時の6.1%から大幅に上昇しており、高齢化が進んでいる。

当市の産業は、かつては米や野菜の生産を中心とする純農村として栄えていたが、工場誘致条例の施行等を契機に、主に製造業を中心とする事業所の立地が進み産業の中心となり、現在では、埼玉県でも第3位の事業所数を誇るものとなっているが、その多くは小規模の事業所であり、事業所・企業統計調査による製造業を営む事業所数の推移は、平成3年が2,003事業、平成28年が1,355事業所であり、32.3%の減少率となっている。

年間出荷額では、バブル経済後に落ち込んだ水準で長い期間推移している。平成27年度に製造業を営む事業所の最新の経営実態を把握するために市内全製造業者を対象に実施した「八潮市製造業実態調査」によると、経営上の問題点として、受注量の減少、取引先の減少、設備の老朽化、受注単価の引下げ、人手不足及び後継者問題が多く挙げられており、先端設備等の導入による労働生産性の向上が必要である。

#### (2) 目標

本市の産業を長く支えてきた工業では、大量生産品の製造拠点が労働単価の安価な海外に移転したことによる受注額や売上高の減少、後継者不足等の理由により、製造業を中心とする工業関係の中小企業の廃業が進み、事業所は年々減少している。

このため、市内中小企業者が先端設備等を導入にすることにより、労働生産性の向上をはかり、「第5次八潮市総合計画」で掲げる、工業を取り巻く環境が充実するとともに、市内外に誇れる八潮ブランド品が創出され、その結果、市内事業所の受発注が拡大していくことを目標とする。

なお、本計画に沿って先端設備等導入計画を策定し、認定を受ける事業者数を年間20件を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、八潮市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業構造の中心は製造業であるが、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。